

# 相談支援事業の利用方法など

## 1. 対象者

- ・ 障害福祉サービス（居宅介護（ホームヘルプ）、行動援護、短期入所（ショートステイ）など）の利用を希望される方
- ・ 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の利用を希望される方

相談支援事業所により、サービス等利用計画を作成する必要があります。

※ 地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援など）については、市町村の支給決定のみでサービスが利用できます。（サービス等利用計画は不要）

## 2. 手続き ～計画作成とサービス利用までの流れ～

- ① 障害福祉サービスまたは障害児通所支援利用申請書をお住まいの市町村窓口へ提出
- ② 『サービス等利用計画案提出依頼書』の交付を受ける  
※ 依頼書は、市役所から相談支援事業所に郵送されるか、利用者に手渡しされます。お手元に届きましたら、相談支援事業所にご持参ください。
- ③ 相談支援事業所との利用契約締結・相談支援専門員との面接（サービス等利用計画に必要な生活状況の聞き取りを行います。当センターの場合は、約1時間半程度かかります。）
- ④ 家庭訪問（『サービス等利用計画案』の説明をします。同意されれば署名をいただきます。また、家庭訪問時の聞き取りも行います）
- ⑤ 相談支援事業所が『サービス等利用計画案』を市町村窓口へ提出
- ⑥ 市町村が利用者へサービス受給者証を交付  
※ 交付されたらすぐに相談支援事業所に連絡、ご持参ください。
- ⑦ 『サービス等利用計画（本計画）』を市町村窓口へ提出し、ご利用の事業所へ提供
- ⑧ サービス利用開始
- ⑨ 相談支援事業所による定期的なモニタリングの実施（1～6ヶ月毎）

## 3. 費用 個人負担なし（計画相談支援給付費として市町村が負担）

## 4. その他

- ・ サービスを追加したい場合、サービス量を変更したい場合、その他のお困りごとがある場合には、お気軽に相談支援専門員にご相談ください。
- ・ 相談支援事業所は、利用者が選ぶことができます。お住まいの市町村でご相談ください。

